

## 全国通訳案内士登録申請等手続について

### 1 登録申請手続に必要とする書類（法施行規則第16条）

(1) 全国通訳案内士登録申請書（法施行規則第16条による別記第4号様式）

(2) 健康診断書（参考 別紙第2号様式）

(3) 合格証書の写し

(4) 誓約書（通訳案内士）

（法第4条の欠格事由に該当しない旨の誓約書、要領別記第1号様式）

(5) 顔写真 2枚

（縦3cm、横2.5cmで最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの、裏面に氏名を記入）

代理人申請の場合

(6) 代理権限授権書

（非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面、参考 別紙第3号様式）

- ・ 本邦内に住所を有しない者に限る
- ・ 代理人が法人の場合、定款又は寄付行為及び登記事項証明書を添付

(7) 誓約書（代理人）

（法施行規則第13条第2項の欠格事由に該当しない旨の誓約書、要領別記第2号様式）

(8) 住民票抄本

- ・ 外国人の場合、パスポートの提示及び写しの提出が必要

※ 住民基本台帳法に基づく「本人確認情報」を利用する場合、住民票抄本の添付は不要

(9) 申請手数料 5,200円

- ・ 申請窓口では、北海道収入証紙又は Pay Pay により支払いが可能
- ・ 「北海道電子申請サービス」を利用し、クレジットカード払いまたは Pay-easy 払いも可能

◎ 観光庁では、全国通訳案内士等として登録されている皆様の利用促進を目的とした、「通訳案内士登録情報検索サービス」を導入しています。本システムでは、登録された方が希望すれば、氏名・住所をはじめとした法定登録項目のほか、自己PR やこれまでの職歴など様々な項目を情報公開することが可能です。（公開する項目は登録者本人が選択可能）Web 公開を希望される方は、「Web 公開に関する意向調査」を登録申請時にあわせてご提出ください。

### 2 登録事項の訂正に必要とする書類（法施行規則第19条）

(1) 登録事項変更届出書（法施行規則第19条による別記第6号様式）

(2) 全国通訳案内士登録証

- (3) 顔写真 2枚（登録申請手続きに同じ）
- (4) 登録事項の変更が行われたことを証する書面
  - ・ 住所変更については、住民票抄本
    - ※ 住民基本台帳法に基づく「本人確認情報」を利用する場合、住民票抄本の添付は不要
  - ・ 氏名変更については、戸籍抄本
  - ・ 代理人変更については、代理権限授権書及び誓約書（代理人）
- (5) 申請手数料 4, 100円
  - ・ 申請窓口では、北海道収入証紙又はPayPayにより支払いが可能
  - ・ 「北海道電子申請サービス」を利用し、クレジットカード払いまたはPay-easy払いも可能

### 3 登録証の再交付申請手続きに必要なとする書類（法施行規則第20条）

- (1) 登録証再交付申請書（法施行規則第20条による別記第7号様式）
- (2) 全国通訳案内士登録証（著しく損じた場合）
- (3) 合格証書の写し（亡失した場合及び著しく損じた場合）
- (4) 写真 2枚（登録申請手続きに同じ）
- (5) 申請手数料 4, 100円
  - ・ 申請窓口では、北海道収入証紙又はPayPayにより支払いが可能
  - ・ 「北海道電子申請サービス」を利用し、クレジットカード払いまたはPay-easy払いも可能

### 4 登録の取消し手続きに必要なとする書類（法施行規則第21条）

- (1) 登録取消事由届出書（参考 別紙第1号様式）
- (2) 全国通訳案内士登録証
- (3) 住民票抄本
  - ※ 住民基本台帳法に基づく「本人確認情報」を利用する場合、住民票抄本の添付は不要
- (4) 登録取消事由を証する書面
  - ・ 死亡した場合及び一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた場合

#### 【関係法令（抜粋）】

##### ○通訳案内士法（抜粋）

（欠格事由）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、全国通訳案内士となる資格を有しない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 二 第二十五条（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないもの

○通訳案内士法施行規則（抜粋）

（非居住者の代理人）

第十三条 本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、全国通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、全国通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2 次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの
- 二 法人であつて、その役員のうち前号に該当する者があるもの

（業務の廃止等の届出）

第二十一条 全国通訳案内士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該全国通訳案内士又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 業務を廃止した場合
- 二 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合
- 三 法第四条第一号に該当するに至つた場合

5 登録申請等に必要書類、添付すべき手数料額（北海道収入証紙）の一覧

(1) 必要な書類

区分	登録	訂正	再交付	取消	補足
全国通訳案内士登録申請書	○				法施行規則第16条別記第4号様式
登録事項変更届出書		○			法施行規則第19条別記第6号様式
登録証再交付申請書			○		法施行規則第20条別記第7号様式
登録取消事由届出書				○	参考 別紙第1号様式
全国通訳案内士登録証		○	○	○	法施行規則第18条別記第5号様式
健康診断書	○				医師法(昭和23年7月30日法律第201号)による医師免許の交付を受けた者による健康診断書 参考 別紙第2号様式
合格証書の写し	○		○		法施行規則第4条別記第1号様式
誓約書（通訳案内士）	○				要領別記第1号様式
顔写真2枚 （最近6ヶ月以内に撮影）	○	○	○		無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm、横2.5cmのもの 裏面に氏名を記入 ※登録証用1枚、保管用1枚
代理権限授權書 （非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面）	○				参考 別紙第3号様式 本邦内に住所を有しない者に限る 代理人が法人の場合、定款又は寄付行為及び登記事項証明書を添付
誓約書（代理人）	○				要領別記第2号様式
住民票抄本等	○			○	外国人の場合、パスポートの提示及び写しの提出が必要
登録事項の変更が行われたことを証する書面		○			住所変更については、住民票抄本 氏名変更については、戸籍抄本 代理人変更については、代理権限授權書及び誓約書（代理人）
登録取消事由を証する書面				○	死亡した場合及び一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた場合
申請手数料（円）	5,200	4,100	4,100		

- ・ 住民基本台帳法に基づく「本人確認情報」を利用する場合は、住民票抄本の添付は不要
- ・ その他 Web 公開に関する意向調査（観光庁）

## (2) 申請書に記載する氏名及び住所

申請書に記載する氏名及び住所については、日本語（中国語・韓国語の氏名及び住所を有する申請者が漢字で記載する場合を含む。）と英語を併記してください。

申請者	表記	氏名	住所
日本国籍を有する者	日本語	住民票等に記載されているもの	住民票等に記載されているもの
	英語	上記内容をローマ字で記載	記載不要
外国人登録を受けた者	日本語	登録されているものを漢字又はカタカナで記載	登録されているもの
	英語	パスポートに記載されているもの	記載不要
非居住者	日本語	漢字又はカタカナで記載	漢字又はカタカナで記載
	英語	パスポートに記載されているもの	英語又はローマ字で記載

## (3) 留意事項

ア 登録申請は本人による窓口申請とし、非居住者にあつては代理人とともに窓口でパスポートを提示の上、申請するものとします。

イ 婚姻、離婚等による氏の変更は、「訂正」となります。

ウ 他都府県からの転入、道内での住所の変更は、「訂正」となります。（法第23条、施行規則第19条）

エ 「再交付」の必要書類の「全国通訳案内士登録証」は、著しく損じた場合であり、旧通訳案内業法の免許証を含みます。（法第24条、施行規則第20条）

オ 旧通訳案内業法の免許証を通訳案内士法の登録証に書き換える場合は、再交付として扱い、免許証は返納させるものとします。（施行規則附則（平成18年3月15日国土交通省令第10号第3条））

カ 登録料は、窓口でのお支払いと、「北海道電子申請サービス」からのお支払いが可能です。どちらの場合も、申請は窓口で行う必要があります。窓口では、北海道収入証紙又はPayPay、「北海道電子申請サービス」では、クレジットカードまたはPay-easyがご利用できます。

窓口で申請後、	○ <b>窓口</b> で手数料を支払う	北海道収入証紙
		PayPay
○ 「北海道電子申請サービス」で手数料を支払う	クレジットカード	
	Pay-easy	